

## 令和4年度 翔楓会 総会 中止のおしらせ

【校門の風景】



春暖の候 皆様におかれましては、ますますご健勝のこととおよろこび申し上げます。

さて、本年5月15日（日）に開催を予定しておりました 令和4年度 翔楓会総会・懇親会は残念ながら中止とすることにいたしました。

皆様のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、翔楓会の活動に関しまして、ご理解とご協力を賜ります様、改めてお願いいたします。また、例年総会前日に執り行っております、慰霊祭についても、学校関係者により執り行いますのでご了承願います。

新型コロナウイルスの感染が少しでも早く収まり平穏な日常に戻ることを切に祈ります。

なお、総会で行うべき議事の審議については、役員会にて代行いたします。このことにつきましても重ねてご了承願います。

### 【参考 翔楓会則の抜粋】

#### 第4章 総会・役員会

- 第13条 ① 総会は毎年5月之を招集し、役員を選出、予算決算の承認、会則の改正その他重要事項を決定するが、その議決は当日出席会員の過半数の同意を得ることが必要である。会長が必要と認め又は正会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を開くことができる。
- ② 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、顧問、相談役をもって構成し、会の運営を行う。また、総会を開催しがたい場合は、これを代行することができる。この場合は次期総会に報告し、承認を求めなければならない。

令和4年3月28日

翔楓会

会長 中村 昭